

佐賀労働局発表
平成27年5月18日

【照会先】
佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
課長 木原 博徳
主任安全専門官 村山 友茂
電話 0952(32)7176(直通)

平成26年県内の労働災害の発生状況がまとまる
……死傷者数は減少するも死亡者数は増加……
……死亡労働災害多発警報発令中……

佐賀労働局（局長 田窪 文明）は、佐賀県における平成26年の労働災害発生状況を取りまとめました。また、今年に入り死亡労働災害が増加していることから、死亡労働災害の防止対策を強化し指導の徹底を図ることとしました。

1 平成26年の佐賀県内における労働災害による休業4日以上之死傷者数は1,063人
(1) 死傷災害（休業4日以上）（資料1）

- 前年に比べ66人、率にして5.8%減少

対前年比で増加した主な業種

- ・小売業 (+24人、+27.6%)
- ・陸上貨物運送事業 (+11人、+6.7%)・・・3年連続増加

対前年比で減少した主な業種

- ・製造業 (-46人、-15.9%)
- ・建設業 (-36人、-17.3%)

- 災害の内容（事故の型別）では、「転倒」が236人で最も多く全体の22%、次に「墜落・転落」195人、「動作の反動・無理な動作」139人、「はさまれ・巻き込まれ」127人（資料3）

(2) 死亡労働災害（資料2）

- 死亡者数は7人で前年より1人増加。
（内訳：製造業2人、建設業、運輸交通業、農林業、商業、その他の事業各1人）

《※ 全国の平成26年労働災害発生状況については資料5を参照》

2 平成27年の佐賀県内における死亡労働災害発生状況（資料2）

- 現在まで死亡者数は5人で前年同期より3人（150%）増加
（内訳：建設業2人、製造業、商業、通信業各1人）

3 佐賀労働局における取組

佐賀労働局においては、上記1及び2の状況を踏まえ、労働災害防止対策を積極的に推進する。詳細は別紙のとおり。

平成 27 年度佐賀労働局における労働災害防止へ向けた取組

平成 26 年は、死傷災害は前年より 5.8%減少しましたが、それでも 1,000 人を超える労働者が被災していること、また、死亡労働災害は前年より 1 名増加し、今年も増加傾向にあることから、佐賀労働局は、労働災害防止対策を最重点課題として取組を進めます。

具体的には、労働災害発生状況の分析から、①業種横断的に対策を推進するもの、②業種別対策として推進するもの、③死亡労働災害に係る同種災害防止対策として推進するものとし、これらの対策を事業場の実態に応じ、3つの対策を組み合わせる等総合的な監督指導、集団指導等の取組を強化します。

① 業種横断的に対策を推進するもの

ア 「転倒災害防止対策」

転倒災害によるものが、全産業で 2 割を超え、死傷災害の中で最も多く発生し、特に小売業等の第三次産業では発生割合が約 3 割と高くなっていることから、労働災害防止団体との連携により「STOP！転倒災害プロジェクト 2015」として推進する。（資料 3、6）

イ 「交通労働災害防止対策」

過去 5 年間で 10 人と死亡者数全体の約 3 割を占めていることから、運輸交通業を始めとするすべての業種に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を徹底する。（資料 7）

エ 「非正規労働者等の労働災害防止対策」

最近の雇用情勢の好転に伴い、経験の浅い労働者が増加し、これらの者が被災する災害が増加していることから、被災者割合の高い製造業（1 年以内 32%）、第三次産業（1 年以内 35%）を中心に雇入れ教育等の安全衛生教育の徹底を指導する。（資料 4）

② 業種別対策として推進するもの（主なもの）

ア 「陸上貨物運送事業」

陸上貨物運送事業の死傷災害は 3 年連続で増加した。陸上貨物運送事業での労働災害の約 7 割を占める「荷役作業時の災害」の防止を中心に「陸上貨物運送事業に係る荷役作業のガイドライン」の周知の徹底を図るとともに、陸上貨物運送事業者の自主的取組を促進するため年間安全衛生管理計画書の策定を指導する。（資料 8）

イ 「製造業」

製造業における死傷者数は 243 人で前年より 15.9%減少したが、全産業に占める割合は 22.9%と高い。このため、製造業の労働災害の約 3 割を占める機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を中心に機械の安全化の指導を徹底する。

ウ 「建設業」

建設業における死傷災害は、172 人で前年より 17.3%減少したが、全産業に占める割合は、16.2%と高い。このため、建設業の約 3 割を占める「墜落・転落」災害を防止するため、高所作業での安全確保の徹底を図る。また、足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置等の内容とする改正労働安全衛生規則を周知するとともに、建設業者の自

主的取組を促進するため年間安全衛生管理計画書の策定を指導する。(資料9)

③ 死亡労働災害に係る同種災害防止対策として推進するもの

今年の死亡労働災害は、4月までに5件の死亡災害が発生し、昨年同期(2人)と比較しても増加しており、昨年1年間の死亡者数7人に迫る勢いである。

また、平成26年以降の死亡者数は12人で、その概要は、別添資料2のとおり。

最近発生(平成26年以降)した死亡災害について分析すると、死亡者数12人中、交通事故(3人)を除く9人のうち、7人が次の機械等に関連する災害で被災しているという特徴がみられる。

- ・ 物上げ装置・運搬機械(以下「運搬機械等」という。)に関連した災害…5人
(クレーン、フォークリフト等)
- ・ 動力機械に関連した災害 ………………2人
(旋盤、食品加工用機械等)

ア 災害発生の原因

上記機械等に関する災害は、次のことが原因で発生している。

○運搬機械等

- ・ 運搬機械等の運転(操作)を無資格者が行った。
- ・ 運搬機械等の設置及び運行経路等のために必要な作業場所を確保していなかった。
- ・ 定められた作業手順を遵守していなかった。

○動力機械

- ・ 加工物の飛来による危険を防止するため、覆いや囲いを設けていなかった。
- ・ 定められた作業手順を遵守していなかった。

イ 対策

上記アの災害発生の原因を踏まえると、上記機械等を使用する事業場においては、次に掲げる対策を講じることが必要である。これらの事項については、監督指導等により、指導を徹底する。

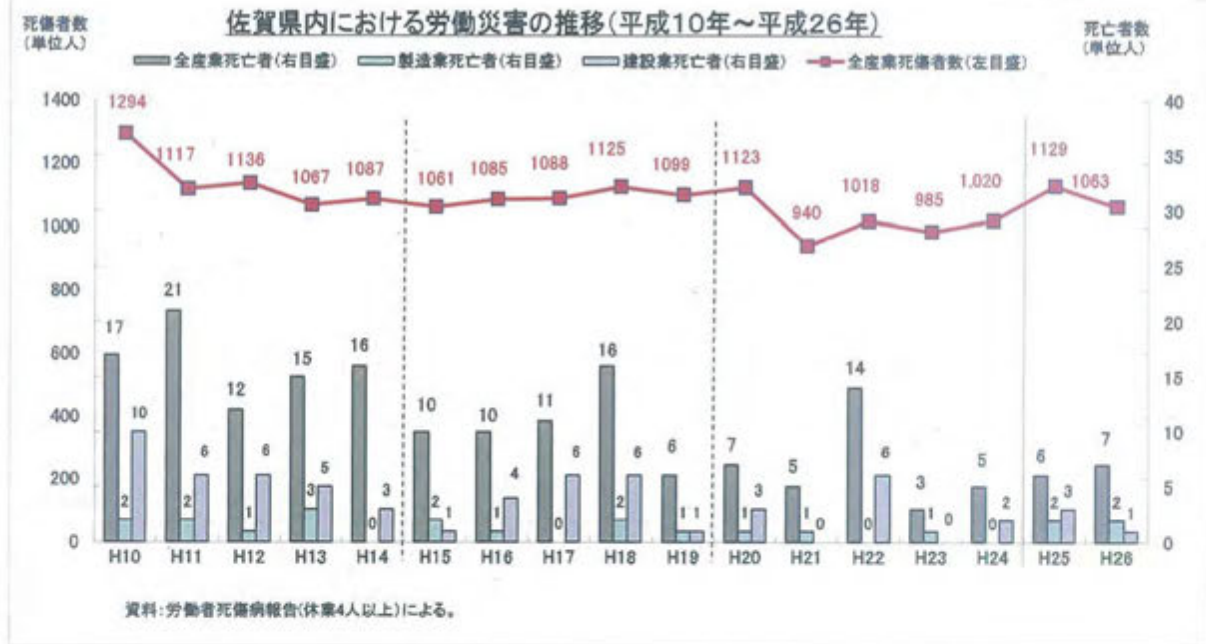
- ・ 運搬機械等の運転(操作)は、有資格者に徹底させる。
- ・ 運搬機械等の設置及び運行経路等のために、必要な作業場所の確保を徹底させる。
- ・ 動力機械では加工物等の飛来による危険の防止ため、覆いや囲いを設け、機械の本質的な安全化等を図る。
- ・ 定められた作業手順の遵守を徹底させる。
- ・ 運搬機械等や動力機械の点検を適正に実施する。
- ・ 安全衛生教育を実施する。

本年2月18日に発令した「死亡労働災害多発警報」は現在も発令中です。

※ 佐賀労働局において、今年度、新規又は重点的に取り組む事項については、アンダーラインで示しています。

佐賀県内における労働災害発生状況

佐賀労働局



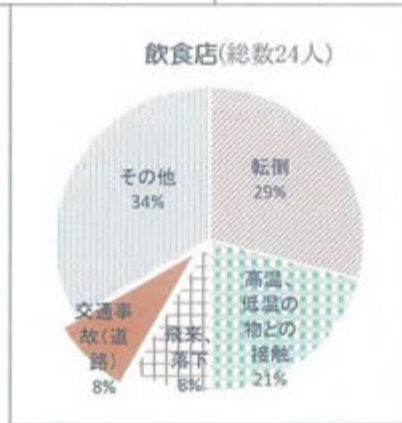
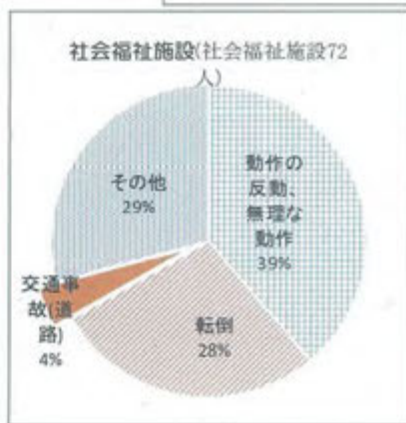
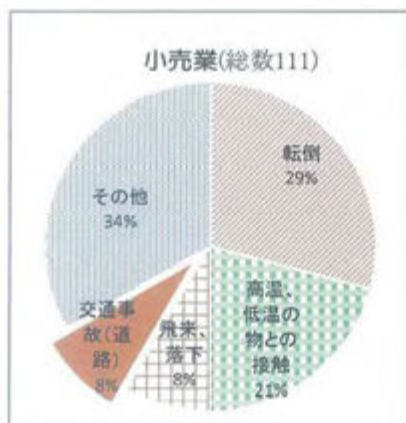
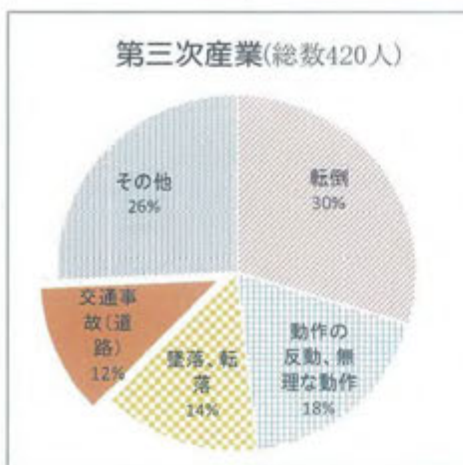
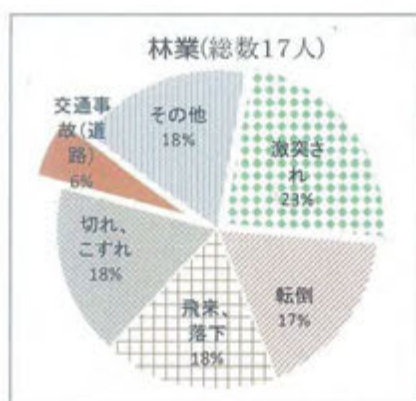
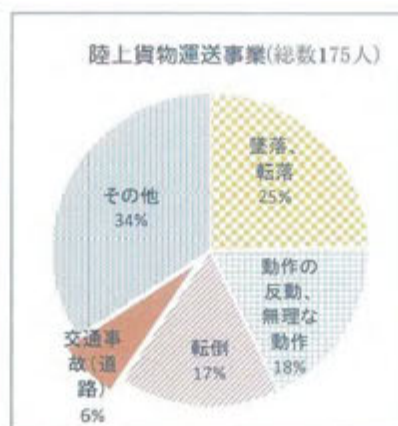
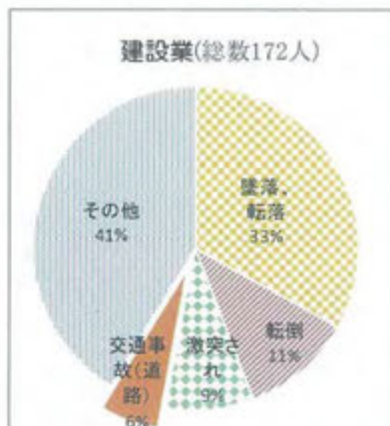
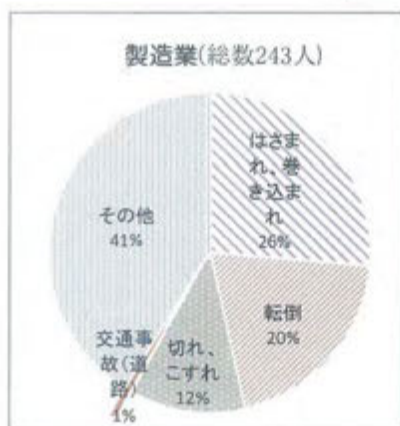
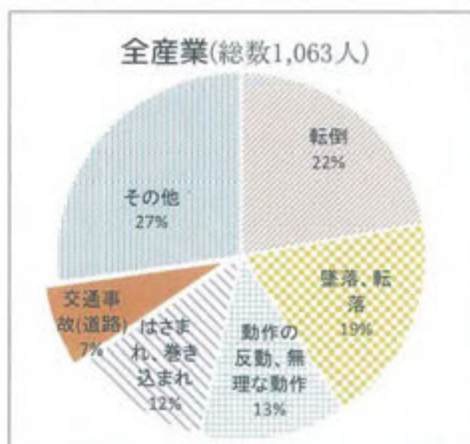
業種別・年別労働災害発生状況(平成20年～平成26年)

業種	発生年							平成26年の 対前年増減 【上段:数】 【下段:率】	平成26 年の全産 業に対す る割合	平成25年 の全産業 に対す る割合
	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年			
製 造 業	352	224	253	293	279	289	243	-46	22.9%	25.6%
	126.2	80.3	90.7	105.0	100.0	103.6	87.1	-15.9%		
鉱 業	4	2	4	1	2	1	3	2	0.3%	0.1%
	200.0	100.0	200.0	50.0	100.0	50.0	150.0	200.0%		
建 設 業	162	151	145	157	160	208	172	-36	16.2%	18.4%
	101.3	94.4	90.6	98.1	100.0	130.0	107.5	-17.3%		
運 送 業 (運輸交通業、貨物取扱業)	164	134	162	151	155	173	186	13	17.5%	15.3%
	105.8	86.5	104.5	97.4	100.0	111.6	120.0	7.5%		
うち陸上貨物運送事業	145	124	146	132	137	164	175	11	16.5%	14.5%
	105.8	90.5	106.6	96.4	100.0	119.7	127.7	6.7%		
農 業・水産業・畜産業	25	24	21	23	27	29	22	-7	2.1%	2.6%
	92.6	88.9	77.8	85.2	100.0	107.4	81.5	-24.1%		
林 業	24	24	23	16	11	17	17	0	1.6%	1.5%
	218.2	218.2	209.1	145.5	100.0	154.5	154.5	0.0%		
第 三 次 産 業	392	381	410	344	386	412	420	8	39.5%	36.5%
	101.6	98.7	106.2	89.1	100.0	106.7	108.8	1.9%		
うち 小 売 業	95	86	91	79	92	87	111	24	10.4%	7.7%
	103.3	93.5	98.9	85.9	100.0	94.6	120.7	27.6%		
うち 社 会 福 祉 施 設	33	49	51	34	49	75	72	-3	6.8%	6.6%
	67.3	100.0	104.1	69.4	100.0	153.1	146.9	-4.0%		
うち 飲 食 店	30	22	47	37	23	33	24	-9	2.3%	2.9%
	130.4	95.7	204.3	160.9	100.0	143.5	104.3	-27.3%		
全 産 業 計	1,123	940	1,018	985	1,020	1,129	1,063	-66	100.0%	100.0%
	110.1	92.2	99.8	96.6	100.0	110.7	104.2	-5.8%		

(注) (1) 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)による。
 (2) 上段:死傷災害者数、下段:平成24年を100とした指数。

平成26年の事故の型別労働災害発生状況

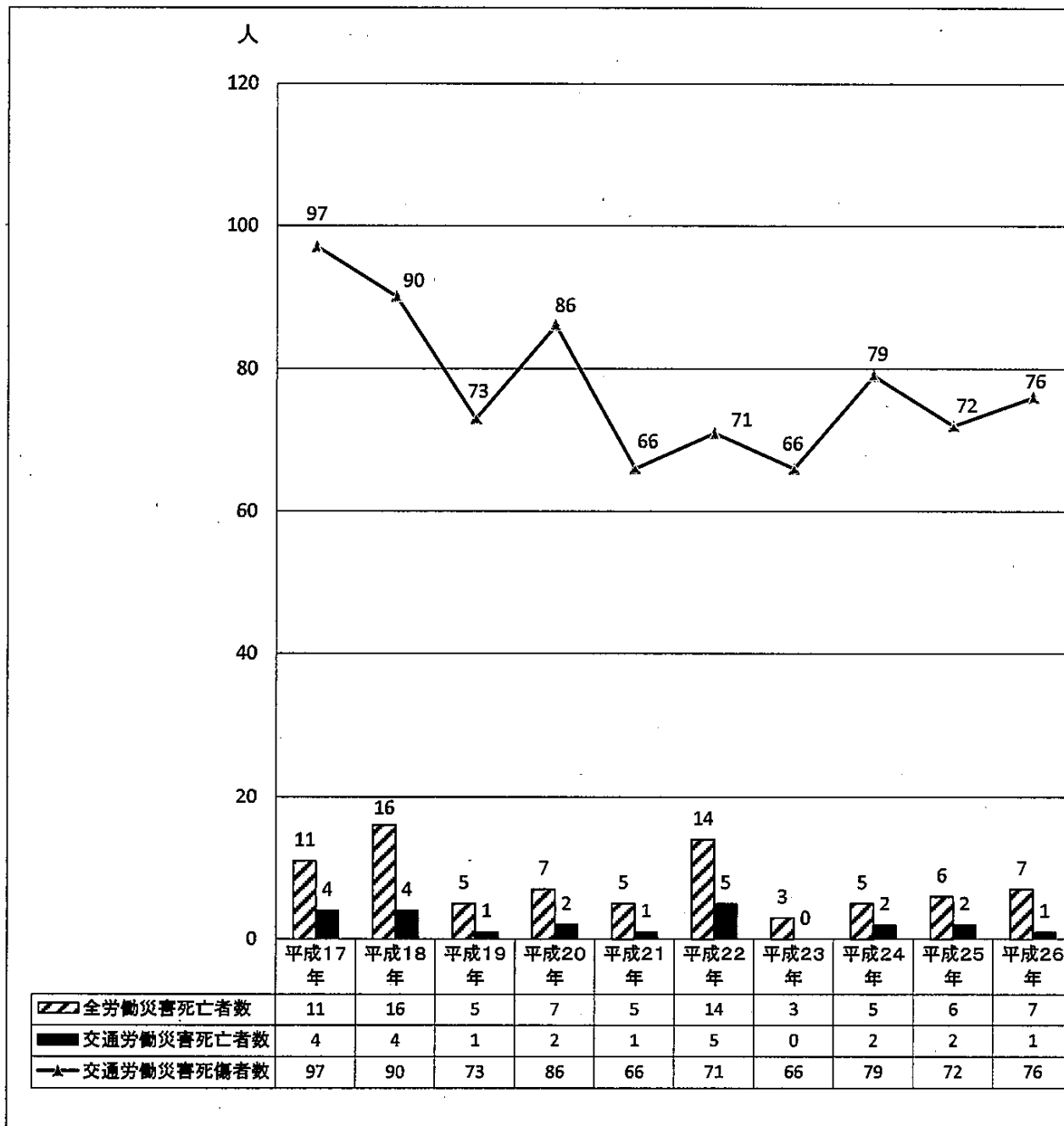
佐賀労働局



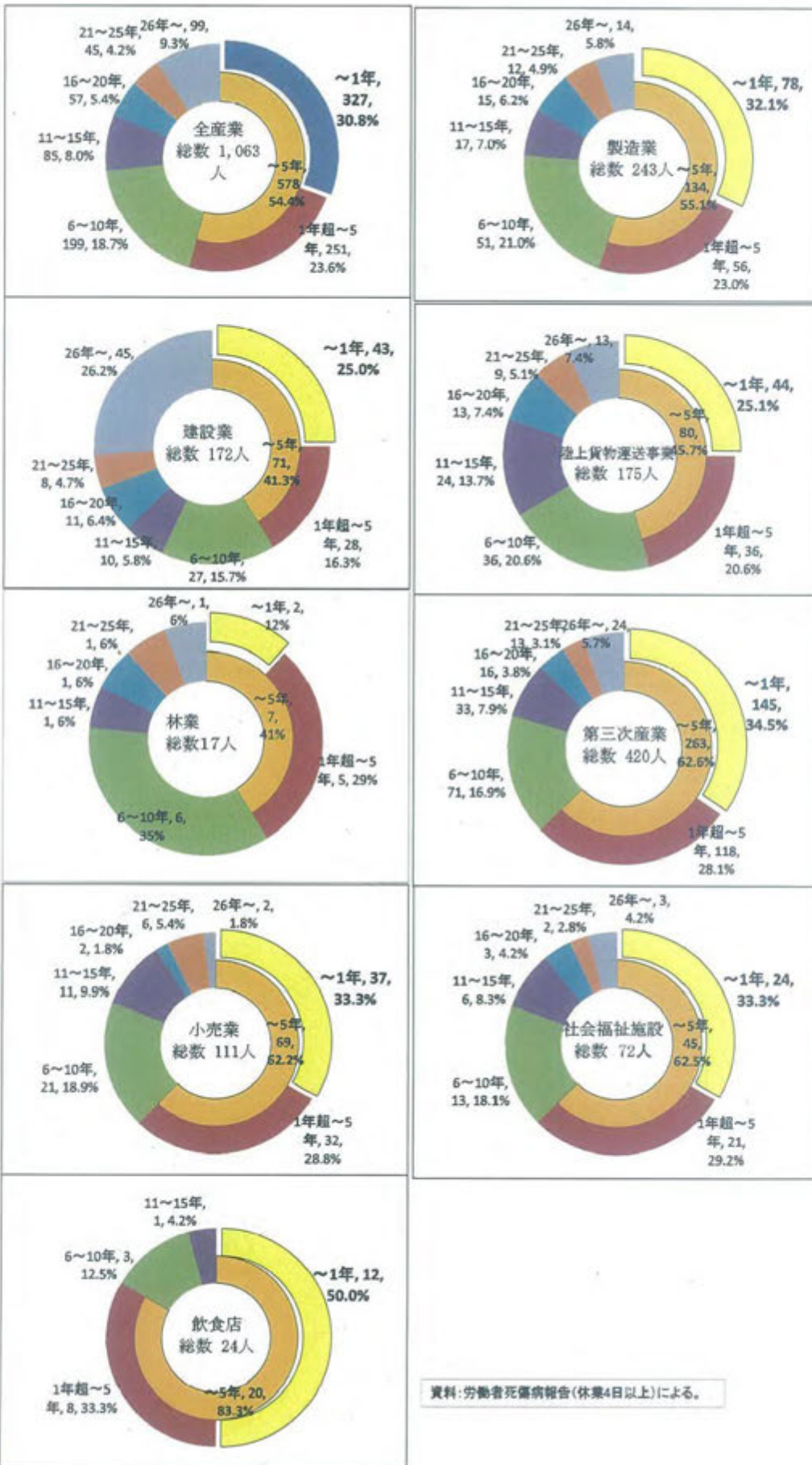
資料:労働者死傷病報告(休業4日以上)の平成26年確定による。

佐賀県内における交通労働災害(道路)の推移 (平成17年～平成26年)

佐賀労働局



資料: 佐賀労働局「死傷病報告書」より。



資料：労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【平成27年】

平成27年4月30日現在

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	建設業	佐賀	H27.1.14	男	激突され	動力クレーン等	道路路肩に照明灯を設置する工事現場において、重量約1,84トンの荷を移動式クレーン（つり上げ荷重2,93トン）で荷卸し中、移動式クレーンが横転し、地上作業員が移動式クレーンとガードレールの間に挟まれた。（8日後に死亡。）
			10時頃	60歳代			
2	建設業	伊万里	H27.1.28	男	激突され	荷	ごみ処理施設建設工事現場において、台車に載せて運んできた制御盤（高さ約2,35m×幅約1,2m×奥行約0,8m、重量約350kg）を作業員4人で台車から降ろす作業中、制御盤が転倒してその下敷きとなった。
			14時頃	50歳代			
3	商業	伊万里	H27.2.12	男	交通事故	乗物	バイクで新聞配達途中、配達先の敷地から一般道路に出た際、直進してきた自動車と衝突した。（翌日死亡。）
			5時頃	60歳代			
4	通信業	武雄	H27.4.4	男	交通事故	乗物	バイクで配達中、県道の緩やかなカーブ脇の水路（深さ約2m、コンクリート製）縁に顔面をぶつけた状態で発見された。当日の天候は、雨時々くもりで、道路にはガードレール及び外灯は無かった。
			21時頃	40歳代			
5	製造業	武雄	H27.4.21	男	崩壊、倒壊	金属材料	床上操作式天井クレーン（つり上げ荷重2,8トン）を使用しH鋼材を建設用鋼材の上に仮置きしたところ、被災者側にH鋼材が倒れて他の建設用鋼材との間に挟まれた。
			14時頃	10歳代			

※表中の業種、業務上外等については、未確定のものも記載している。

【平成26年】

番号	業種	管轄署	発生日	被災者	事故の型	起因物	発生状況
			時刻	年齢			
1	建設業	伊万里	H26.2.24	男	激突され	動力クレーン等	クレーン塗装工事現場において、クレーンの塗装作業を行っていた被災者が、他の作業者が運転した当該クレーンに激突された。
			17時頃	40歳代			
2	運輸交通業	武雄	H26.4.26	男	はさまれ、巻き込まれ	動力運搬機	出張先の構内で、リーチ式フォークリフト（最大荷重1,1トン）を運転していたところ、構内に停めてあったトレーラーの架台にはさまれた。
			3時頃	50歳代			
3	商業	佐賀	H26.6.13	男	激突され	動力運搬機	出張先の構内で、フォークリフト（最大荷重4トン）の下部に入り点検作業中、他の者が当該点検中のフォークリフトを運転し轢かれた。
			13時頃	30歳代			
4	製造業	武雄	H26.8.9	男	激突され	一般動力機械	工場に設置している空気圧縮機の空気冷却用熱交換器の部品を取り替える作業中、熱交換器内に圧力が残っていたため、部品が飛び出し被災者の顔面に当たった。
			9時頃	30歳代			
5	農林業	武雄	H26.9.12	男	激突され	立木等	樹高約16mのヒノキの伐倒作業において、チルホールと控え用ワイヤーロープを用いて伐倒方向を調整しながら作業を行っていた。木が倒れきらず傾いた状態で静止したため、チルホール操作者（被災者）が根元付近まで近づいてその場で伐倒状況を見ていたところ、再び木が倒れ被災者の方向に幹が振られて腹部に激突した。
			9時頃	30歳代			
6	製造業	武雄	H26.11.5	男	激突され	金属加工用機械	旋盤に円筒状の金属材料（長さ約4.2m×直径約5cm）を取り付けて機械を運転したところ、加工物のプレを止めるために取り付けていた当て板が外れ飛び、それと同時に旋盤から突出した加工物が折れ曲がって、近くにいる被災者に当たった。
			10時頃	20歳代			
7	その他の事業	佐賀	H26.12.1	男	交通事故	動力運搬機	道路補修工事前の測量作業を行っていた現場において、片側1車線道路のセンターライン上で交通誘導を行っていた被災者が正面から来たトラック（7トン車）にはねられた。
			10時頃	60歳代			



厚生労働省佐賀労働局発表
平成27年2月18日

【照会先】
佐賀労働局 労働基準部 健康安全課
課長 糸山 喜勝
安全専門官 峰 正人
電話 0952(32)7176(直通)

死亡労働災害多発警報を発令！

…… 本年2月で既に3件の死亡災害発生……

佐賀労働局（局長 田窪文明）管内では、本年1月に入り建設工事現場で立て続けに2件の死亡災害が発生したことから、1月30日に建設工事関係者に対し文書要請を行いました。2月に入り新聞配達途中での交通事故による死亡災害が発生したことから、「死亡労働災害多発警報」を発令し、事業者団体（18団体）に対し、佐賀労働局労働基準部長名による文書要請（2月17日付け）を行いました（別添参照）。

交通事故による死亡災害は、過去5年間に於いて死亡労働災害全体の約3割を占めており、全ての業種で起こり得るものであり、また今年に入り既に3件の死亡災害が発生したことから、佐賀労働局では、全ての事業場で交通事故防止等の労働災害防止に取り組んでもらうよう死亡災害多発警報を出し注意喚起を図ることとしました。

佐賀県内における労働災害の推移(平成15年～平成27年)



資料：労働者死傷病報告（休業4日以上）による。なお、平成25年と平成26年の赤字は2月集計速報値。

別添資料：「死亡労働災害多発警報」緊急要請文、要請団体名、佐賀県における死亡労働災害の概要、交通労働災害防止のためのガイドライン等、多発傾向にある交通事故事例

ストップ・ザ・交通労働災害！

～ 労働死亡災害のトップは「交通事故」～



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

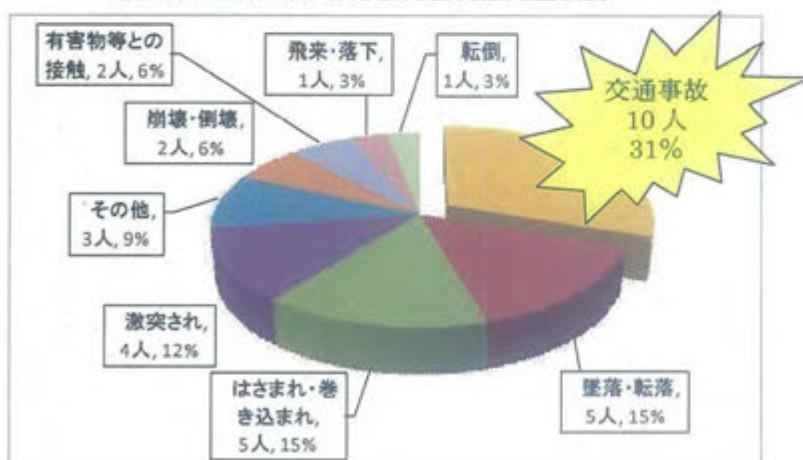
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

労働死亡災害の31%が、「交通事故」!

過去5年間における労働死亡災害発生状況

平成21年から平成25年までの5年間の県内の交通労働災害による死亡者数は、全産業の死亡災害の約3割を占めており死亡原因のトップとなっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

『交通労働災害防止のためのガイドライン』のポイント

～ 睡眠時間を確保した走行計画で交通労災ゼロへ ～ 佐賀労働局

本ガイドラインは、平成 20 年 4 月に改正され、「改善基準告示」等とあいまって交通労働災害防止を図るための指針となるものです。

□ 交通労働災害防止のための管理体制等

安全に対する組織の関与が低い場合に発生しやすい。

○ 交通労働災害防止のための安全衛生管理体制の確立

安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の交通労働災害防止に関係する管理者を選任するとともに、その役割、責任及び権限を定めて、関係者に周知しましょう。

○ 安全衛生方針の表明と目標の設定、PDCAサイクルによる安全衛生計画の実施

◆ 事業場全体の安全意識を高めるため、交通労働災害防止の観点を含めた「安全衛生方針」を表明し、具体的な「安全衛生目標」を設定して、関係者に周知しましょう。

◆ 安全衛生目標を達成するため、次に掲げる交通労働災害防止に関する事項を含めた「安全衛生計画」を作成(Plan)するとともに、その計画を適切に実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)していきましょう。

- ① 適正な労働時間等の管理及び走行管理等に関する事項
- ② 教育の実施等に関する事項
- ③ 交通労働災害防止に対する意識の高揚等に関する事項
- ④ 健康管理に関する事項

○ 安全委員会等での調査審議

安全衛生委員会等で、交通労働災害の防止について話し合きましょう。

□ 適正な労働時間等の管理と走行管理等

勤務間の休息時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に発生しやすい。

○ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理と走行管理の実施

疲労等による交通労働災害を防止するため、「改善基準告示」等を遵守し、適正な走行計画を作成するなどにより、運転者の十分な睡眠時間を確保しましょう。

また、高速乗合バス及び貸切バスの運転手の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を遵守しましょう。

○ 適正な走行計画の作成と指示

走行計画に休憩時間の定めた場合には発生しにくくなる。

次に掲げる事項を記載した適正な走行計画を作成して、運転者に適切な指示を行いましょう。

- ① 走行の開始及び終了の地点及び日時
- ② 拘束時間・運転時間及び休憩時間
- ③ 走行に際して注意を要する箇所の位置
- ④ 荷役作業の内容及び所要時間
- ⑤ 走行の経路・主な経過地における出発及び到着の日時の目安

普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合は、発生しやすい。

○ 睡眠時間の把握にも配慮した点呼等の実施、その結果に基づく措置

◆ 安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおそれの有無について報告を求め、その結果を記録しましょう。

また、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認しましょう。

◆ 走行前の点呼等において、睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を講じましょう。

1週間連続して1日あたりの拘束時間が13時間を超える等による睡眠不足の累積が認められる者に対しては、走行途中に十分な休憩時間を設定するなどの措置を講じましょう。

○ 荷役作業を行わせる場合の措置

荷役作業を毎回実施する場合、発生しやすい。

事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保、荷役用具・設備の車両への備え付けなどに努めましょう。

□ 交通労働災害防止のための教育の実施

○ 交通労働災害防止の基礎知識等に関する教育

雇入時教育や作業内容変更時教育では、次の事項を含む教育を行きましょう。

① 運転者が遵守すべき事項（交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等）

② 労働災害防止の基礎知識に関する事項

（「改善基準告示」等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性等）

○ 個別運転記録等を活用した教育

日常の教育では、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の個別運転記録、交通安全情報等を活用して行いましょう。

○ 交通危険予知訓練の継続的な実施

□ 交通労働災害防止に関する意識の高揚等

意識の高揚のための活動の項目が増加すると発生しにくくなる。

◆ ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

◆ 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。

□ 健康管理

◆ 運転者に対し、健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行いましょう。また、所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を講じましょう。

◆ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、医師による面接指導を行いましょう。

□ 荷主・元請事業者による配慮等

荷主からの要求の受容度が高い場合は発生しやすい。

◆ 事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う場合は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう運送事業者に協力しましょう。

◆ 到着時間の遅延が見込まれる場合には、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行いましょう。

◆ 実際に荷を運搬する事業者に対して、「改善基準告示」等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。

◆ 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行うなど適正な走行計画を確保するための措置を講じましょう。

交通労働災害防止のためのガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページ

（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/080703-1a.pdf>）でのご確認や、佐賀労働局健康安全課、各労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

職場の熱中症対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全か、下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
 (「いいえ」が1つでもあるときは、確認しましょう。)



職場における熱中症予防対策自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？ ※ WBGT値(暑さ指数)とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？

- WBGT値を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。
- WBGT値、作業の状況に応じて、連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行きましょう。

※ WBGT値は市販の機器で測定するほか、環境省のホームページ(環境省熱中症予防情報サイト)から予測値などを入手することも可能です。

② 休憩場所は整備していますか？

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

- 7日以上かけて、高温多湿環境での作業時間を次第に長くしましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりすることなどにより発症する障害を総称して熱中症といいます。熱中症により、めまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれます。
- 摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させましょう。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させましょう。



日よけ用布（例）

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ ・健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ ・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。
・朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。
 - ①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
 - ②衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
 - ③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

**ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局
または労働基準監督署へお問い合わせください。**